患者等搬送事業とは

滝川地区広域消防事務組合においては、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等(タクシーなど)の許可を 受けている事業者に対して、ある一定の講習を修了し、患者等搬送用自動車や積載資器材の要件を満たした場合 「患者等搬送事業者」として認定する制度を実施しています。

事業の内容

寝たきり老人、身体障害者、傷病者等(以下「患者等」という。)を対象に、これらの方々の医療機関への入退院、通院 及び転院並びに社会福祉施設への送迎等に際し、ベッド等を備えた専用車や車椅子を固定できる専用車を用いて搬送 を実施します。

救急車を呼ぶほどの「緊急」ではないが、ストレッチャーや車椅子等で移動したいという場合に、一定の基準に適合した 民間の事業者が患者等搬送を行ないます。

消防機関が事業者を認定することについて

旅客自動車運送事業等は国土交通省の許可を得ることで実施が可能ですが、一定の要件を満たすことで患者等搬送事業者として消防機関から認定を受けることができ、広く市民に対して広報できることと、事業の質の確保が図られことにメリットがあります。

なお、患者等搬送事業者の認定を受けるには、乗務員は消防機関の実施する講習を受講し、適任証が交付されている必要があります。

漳川地区広域消防事務組合認定事業所

事業所名	住所	電話番号
誠和運輸ハート福祉タクシー	新十津川町字弥生3-15	0125-76-3322
介護タクシー恵愛	芦別市北5条西4丁目8-11	0124-23-0445

救急車の適正利用について

救急車は緊急性がある時に呼びましょう。

医療機関への入退院、通院及び転院で緊急性がない場合は、患者等搬送事業者に依頼しましょう。